

『ケーヨーデイツー新浦安店』大規模小売店舗立地法第6条第2項の届出について

平素は、格別のご高配を賜りありがとうございます。令和6年7月24日に大規模小売店舗立地法の届出を行いましたので、届出の概要について以下のとおりご報告いたします。
 なお、この掲示は大規模小売店舗立地法第7条第1項に基づく説明会の開催に代えて行うものです。

届出に関する事項について	
建物設置者	名称：株式会社ケーヨー 代表取締役 實川 浩司 住所：千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称：ケーヨーデイツー新浦安店 所在地：浦安市明海五丁目1番地1ほか
変更しようとする事項	①駐車場の位置及び収容台数 【変更前】285台（別途、従業員用・業務用 8台） 【変更後】192台（別途、従業員用 93台） ②駐輪場の位置及び収容台数 【変更前】3箇所 合計140台 【変更後】1箇所 合計48台 ③大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 【変更前】午前9時30分～午後8時00分 【変更後】午前7時00分～午後8時00分 ④来客が駐車場を利用することができる時間帯 【変更前】午前9時00分～午後8時30分 【変更後】午前6時30分～午後8時30分 ⑤荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 【変更前】午前9時00分～午後8時00分 【変更後】午前6時00分～午後8時00分
変更日	①、②：令和7年3月25日 ③、④、⑤：令和6年7月25日
変更する理由	営業計画変更のため
縦覧期間	令和6年8月20日～令和6年12月20日
【お問い合わせ先】 株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画課 TEL：03-6222-2209（平日（月～金）10：00～18：00）	

